

山田みやこの活動報告

令和5年10月28日(土)

市川房枝政治参画フォーラム「誰も置き去りにしない社会を！」

基調講演 「シングルマザーの困難と女性の人権」

講師 NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ理事 小森雅子さん

しんぐるまざーず・ふぉーらむは、1980児童扶養手当の改悪に反対するシングルマザーの当事者団体として発足。2018年に認定NPO法人に。

活動は、就労支援・相談・セミナー開催・情報発信・子育て支援事業を行っている。

「シングルマザーの現状と制度」

- **ひとり親世帯数** ・ ・ 30年間で母子家庭世帯数は1.4倍
母子世帯 119.5万世帯 父子世帯 14.9万世帯
- **ひとり親になった理由** 約80%が離婚
- **就業率** 母子世帯の母 86.3% 父子世帯の父 88.1%
- **年間就業収入** 母子世帯 236万円 父子世帯 496万円

※ひとり親の貧困は**お金・時間・関係性（社会的孤立）**など複層化した困難

- **教育費受け取り** 母子世帯 24.3% 父子世帯 3.2%
- **面会交流実施** 母子世帯 29.8% 父子世帯 45.5%

児童扶養手当

平成22年8月より父子家庭も対象になった。

- 児童1人目 月額 44,140円 2人目 加算 10,420円 3人目以降加算 6,250円
- 支給回数 2019年から隔月に
- 支給期間 18歳になった次の3月31日まで
- 同居家族の収入がある場合、親族からの支援がなくてももらえない
- 離婚成立まではもらえない

窓口ハラスメント

- 行政窓口の対応で不正受給防止のため、人権に配慮ない言葉を発せられる
- 窓口の研修が必要の場合もある
- コロナ過とシングルマザーへの影響と物価高
- 支援を受ける力「受援力」をつける
- 「助けて」と言えることはその人の力と相手への信頼

今後の課題

恥じることなく堂々と生きる

ひとり親もふくめて暮らしやすい社会に向けて

- 何度でもやり直せる
- 困ったときは公的な現金給付で暮らしの安定を
- 多様性が認められる社会に
- 共同親権制度は子どもの安心安全を守れるか
- 親の離婚を経験した子どもたちの調査が必要
- 親と会う権利・会わない権利・共同親権導入前に面会交流支援の充実

講演 「女性に困難を抱えさせない健康福祉制度」

講師 産婦人科医 ルイ・パストゥール医学研究センター研究院 早乙女智子さん

文部科学省調査によると、全国の公立高校で妊娠・出産を理由に学校側から退学を勧められ、結果退学したケースが2015年～2016年度32件。

文部科学省は妊娠した生徒の学業の継続・生徒に対する具体的な支援を求めている

日常的な男性目線の社会（日本は女性差別撤廃条約違反だらけ）

- 1) 婚姻可能年齢 女性16歳 男性18歳 → 2022年4月18歳に統一
- 2) 再婚禁止期間 女性のみ300日 → 100日
- 3) 同性の強要 98%が男性姓に改姓
- 4) 医大入試女子差別問題

早乙女氏の提言2016

- 1) 教育 「子どもを産んで一人前」の時代から「性の多様性」を容認する時代への転機をLGBTの自由に比べて「女性」へのプレッシャーは悪化
- 2) 社会環境 「子どもを持つ」価値のデフレ化からの脱却
働くことと子どもを持つことのどちらかを選ぶ必要はない
- 3) 医療の変化 生殖補助医療の功罪
不妊治療をすれば40代でも妊娠できるという思い込み
- 4) 行政 ジェンダー公平性の歪みの是正
「早く産んでほしい」という周囲の焦りは逆効果
妊娠・出産・子育て費用の実質無償化
若くても産み育てられる環境整備を

少子高齢化社会の転換

- ・産んでも産まなくても・産まない産めない人も、結婚してもしなくても、未婚者負担が重くなく、子どもの福祉が平等である
- ・仕事をしてもしなくても、ワークシェアで暮らせる社会の枠組み作り
- ・産みたい、産んでもいい、高齢者が生きていいと思える助け合える社会に

20世紀までは性的アンバランスが幅を利かしていた

性の多様性よりも男女二元論で物事が進んでいた。

男性規範、女性規範が有形無形に社会を動かし、近年になって、スポーツもメディアも、教育界も、医療界も、性的アンバランスが目につくようになってきた。

性以外のことにも関係する包摂性、公平性、多様性、個性、人権、などを理解すれば、性の健康・権利・快樂・公平の担保は難しくない。セクシャルハラスメント、パワーハラスメントは受けた側の訴えが優先される。

※奪い合いの20世紀から与え愛の21世紀へ